

審 査 基 準

令和3年11月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第8条第2項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： ・道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） ・道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） ・山口県道路交通規則第6条（警察署長の行う通行の許可）
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、通行の許可を受けようとする場所を管轄する警察署の交通課（高速道路については高速道路交通警察隊）の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 高速道路交通警察隊 警察本部交通規制課
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。

(1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。

(2) 社会通念に照らして、目的地に到着するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。

(3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。

3 1、2のほか、山口県道路交通規則（昭和47年7月1日山口県公安委員会規則第3号）第6条に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

(1) 山口県道路交通規則第6条第1項

① 1号に規定されている

「生鮮食料品その他日常生活に欠かすことのできない物品等」とは、生鮮食料品（鮮魚、野菜等）、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。

② 2号に規定されている

「社会の慣習」とは、冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められてるものをいう。

③ 3号に規定されている

「住居の移転又は建設資器材等の運搬」とは、住居、店舗等の移転、建設資器材、施設の設備品等の運搬をいう。

④ 4号に規定されている

「公益上の必要」とは、公共性、公益性、必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。

(2) (1)に規定する「やむを得ないと認められる」場合とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他に手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性が認められる場合をいう。